

泉大津市プレスリリース配信業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

泉大津市では、市の取組やイベント等の情報発信について、堺市政記者クラブへプレスリリース配信することに加え、令和6年度からプレスリリース配信業務を委託しており、WEBメディアを含めた露出機会の増加を図っている。

本業務は、引き続き、多くのメディアにプレスリリース配信を行い、掲載される媒体を増やすことで、一人でも多くの人に市の取組や魅力をお知らせするとともに、安定的かつ継続的に情報発信できる体制を構築することを目的とする。

なお、本業務は、事業者が提供するサービス内容に差異があり、価格だけで事業者を特定することが困難であることから、企画提案を含め総合的に判断するため公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

泉大津市プレスリリース配信業務委託

(2) 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の内容

別添の泉大津市プレスリリース配信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

3 予算限度額

495,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者

又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の課税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の要件に該当する事項がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務の内容と同種の業務を受託し、これを全て誠実に履行した実績を有する者であること。ただし、元請けとして契約した業務に限る。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和8年8月10日（月）
参加表明書提出期限	8月24日（月）
質疑書提出期限	8月17日（月）
質疑書回答日	8月20日（木）
企画提案書提出期間	8月26日（水）～9月7日（月）
辞退届提出期限	9月7日（月）
選定委員会（書類審査）実施予定日	9月15日（火）
審査結果通知	9月中旬 予定
契約締結	9月下旬 予定

6 参加申し込み

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書は受け付けない。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	P D F
ア 参加表明書（様式 1）	1 部	各 1 部
イ 会社概要書（様式 2）	1 部	
ウ 業務実績書（様式 3）	1 部	

業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること（添付する契約書に開示することができない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること。）。

※令和 7・8 年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は、以下の書類をあわせて提出すること。

書類	紙媒体	P D F
ア 決算報告書 直前 1 年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの。）。	1 部	各 1 部
イ 登記簿謄本	1 部	
ウ 納税証明書 本店に係る法人税及び消費税（国税）。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて（参加表明書提出日から遡って 3 か月以内に発行されたもの。）。	1 部	
エ 印鑑証明書 法務局が発行したもの（参加表明書提出日から遡って 3 か月以内に発行されたもの。）。	1 部	
オ 使用印鑑届（様式 4－1）	1 部	
カ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式 4－2）	1 部	

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法及び提出先

下記のア及びイの両方を提出すること。

ア 紙媒体

持参又は郵送により提出すること。

(〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市市長公室秘書広報課)

イ PDF

電子メールにて提出

(秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp)

(4) 提出書類作成の留意事項

ア 提出された参加表明に関する書類の修正及び変更は認めない。

イ 提出された参加表明に関する書類は返却しない。

(5) 参加の承認

参加承認の可否は、令和8年8月26日（水）に参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(6) 質疑の提出及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、下記のとおり「質疑書（様式5）」を提出すること。

ア 提出期限

令和8年8月17日（月）

イ 提出方法

(ア) 質疑書（様式5）に質疑内容等の必要事項を記載し、電子メールに添付のうえ「秘書広報課」へ提出すること。

(秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp)

(イ) 電子メールの件名は、【プロポーザルに関する質問（会社名）】とすること。

(ウ) 電子メール以外での質問には回答しない。

ウ 質問への回答

令和8年8月20日（木）に泉大津市ホームページに掲載する。なお、個別の問い合わせには回答しない。

7 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 企画提案提出書（様式6）	1部	各1部
イ 企画提案書（任意様式）	6部	
ウ 見積書（任意様式）	1部	

(2) 提出書類の規格

A4版・横書き・文字サイズ11.0ポイント以上・両面印刷・カラーで20ページ以内を原則とする。

ア 1者1案までとする。

イ 提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意すること。

ウ 見積書における合計金額は、履行期間の総額を記載し、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載すること。

エ 会社名、ロゴマーク等、作成者が特定されるものは一切表示しないこと。

オ 「3 予算限度額」に示す金額を超える場合は失格とする。

(3) 提出方法及び提出先

「6 参加申し込み」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様とする。

(4) 提出期間

令和8年8月26日（水）午前9時～9月7日（月）午後5時（必着）

※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出書類作成の留意事項

ア 仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項をもれなく記載すること。

イ プレスリリースを掲載できる受託者が管理運営するサイトの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの閲覧回数を記載すること。

ウ 受託者が管理運営するサイト以外で、プレスリリースの掲載を保障することができる媒体の数を記載すること。

エ 提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めない。

オ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

8 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『泉大津市プレスリリース配信業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行うが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

ア 審査は、企画提案書、見積書に基づき、書面審査を行い、審査基準に基づき採点し、総合点数が最も高い者を最優先交渉者として選定する。

イ 総合点数が最も高い者が複数あった場合は、審査委員会の議決により、最優先交渉者を決定する。

ウ 評価、採点についての異議は受け付けない。

(2) 結果通知について

令和8年9月中旬を目途に参加者へ審査結果を通知する。

(3) プロポーザルの審査結果の公表について

前述の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開する。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積金額が予算限度額を超えた場合

- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を市に請求できない。

12 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、本業務の契約候補者（随意契約）とする。

イ 契約の締結は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、契約候補者と交渉を行う。

ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、泉大津市財務規則第116条各号のいずれかに該当するときは、これを免除とする。

13 その他

(1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和8年9月7日（月）までに、秘書広報課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益を受けることはない。

14 問合先

〒595-8686 泉大津市東雲町 9 番12号

泉大津市市長公室秘書広報課

TEL : 0725-33-1131 (代表)

E-mail kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月10日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。